

田原市いじめ防止基本方針

田原市教育委員会

平成30年4月

目次

はじめに	・・・・・・・・ 1
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	・・・・・・・・ 1
2 いじめの定義	・・・・・・・・ 1
3 いじめへの対応と取組	・・・・・・・・ 2
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめに対する措置	
4 田原市としての取組	・・・・・・・・ 3
(1) 総合教育会議	
(2) いじめ防止対策組織等の設置	
(3) 相談体制の整備	
(4) 教職員の資質向上	
5 学校としての取組	・・・・・・・・ 5
6 地域社会での取組	・・・・・・・・ 5
7 重大事態への対処	・・・・・・・・ 5
(1) 学校及び教育委員会の対応	
(2) 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置	

【参考】いじめ防止対策推進法

はじめに

いじめは、子供の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子どもの人権に関わる重大な問題です。

本市では、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得る問題であり、どんな小さいいじめも見逃さないという共通認識に立ち、平成26年9月に「わたしたちのいじめ防止メッセージ 田原市いじめ防止方針」を策定し、いじめ問題に取り組んできました。

こうした中、平成29年に、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「愛知県いじめ防止基本方針」が改定され、これらの方針の見直しに基づき、本市においてもいじめ防止方針の見直しをすることとなりました。この基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に一層努めてまいります。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの子供でもいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。

全ての子供が安心して生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生まない学校風土をつくるのが大切です。

本市では、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して「いじめは許さない」という基本理念に立ち、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子供たち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができるよう、努めてまいります。

2 いじめの定義

田原市における「いじめ」の定義は、法の規定に準じ、以下のとおりとします。

「いじめ」とは、子供と一定の人間関係（※1）にある他の子供が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子供が心身の苦痛を感じているものをいいます。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要です。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。例：「いじめ・不登校対策委員会」）を活用し、組織的に判断することが求められています。なお、いじめのうち、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要です。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（スポーツ）など、当該の児童生徒と何らかの人的関係がある状態を指します。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめへの対応と取組

本市では、子供のいじめ防止等に関する各関係者が、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携して取組の充実を図ります。

(1) いじめの未然防止

- 市は、各学校が、いじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じいじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。
- 各学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通じて、いじめのない学校づくりに努めます。
- 各学校は、道徳教育やふるさと学習等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。
- 保護者は、子供の教育において第一義的責任を有するものであり、子供がいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めることが求められます。
- 地域社会には、学校、家庭と連携し、社会全体で子供たちを見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が協働して、子供たちのさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援します。

(2) いじめの早期発見

- 市は、いじめに悩む子供や保護者の問題解決に向けての対応を積極的に進めます。

そのための相談窓口として、「教育サポートセンター」等の相談窓口を設置したり、スクールソーシャルワーカーを配置したりし、効果的な活用を図ります。

- 各学校は、教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、定期的なアンケート調査や個人面談などにより、いじめの早期発見に努めます。
また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育サポートセンター相談員・カウンセラーなどと連携を図り、適切な問題解決に当たります。
- 各学校は、研修等を通じて、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。
- 保護者は、子供がいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気づいた場合は、子供をいじめから守るための、あるいは子供にいじめをさせないための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。
- 地域は、地域での子供たちの姿を見守り、温かい声かけをすると共に、気になることがあったら、関係機関に連絡をとり、早期の対応につなげます。

(3) いじめに対する措置

- 市は、学校がいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切に措置が講じられるように支援します。
- 各学校は、教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織において当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応します。また、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。
- 保護者は、教育委員会及び学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して必要な協力を行うことが求められます。

4 田原市としての取組

市は、いじめ防止等については、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、力を合わせて社会総ぐるみで対応していきます。

(1) 総合教育会議

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき市長が設ける総合教育会議において、適宜、いじめの防

止等の対策や、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議並びに調整を行います。

(2) いじめ防止対策組織等の設置

○ 田原市いじめ・不登校対策連絡協議会

小・中学校におけるいじめ・不登校に対する指導及び防止のあり方について、検討を行い、いじめ・不登校問題の解決に資することを目的として設置されています。学校、教育委員会、市教育相談員、臨床心理士等で構成されています。

○ 田原市青少年問題協議会

市長が会長となり、家庭・学校・地域社会が、それぞれの教育機能を高めるとともに、連携して非行防止と健全育成を促進するための協議会です。関係機関が連携して、地域総ぐるみでいじめ防止等に取り組みます。学校、教育委員会、警察署、保健所、社会福祉協議会、コミュニティ連合会、保護司会、青少年健全育成会、PTA、子ども会、スポーツ少年団、民生委員等で構成されています。

○ いじめ問題調査委員会・いじめ問題再調査委員会

重大事態が発生した場合、必要があれば、教育委員会の附属機関である「田原市いじめ問題調査委員会」が事実関係を明確にする調査を行います。

また、市長は、調査委員会から報告を受け、必要と認める場合は、「田原市いじめ問題再調査委員会」を設置し、調査を行います。

どちらの委員会も、構成員は、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とします。

(3) 相談体制の整備

○ 田原市教育サポートセンター

教育委員会が設置しているいじめ問題についての相談窓口です。直接の相談や手紙、電話、メール等による相談に対応します。いじめの問題が生じた時には、第三者の立場で、学校や保護者の相談にのりながら解決に向けて支援します。カウンセラーが常駐しており、専門的な相談にのることができます。

○ 田原市子ども・若者総合相談窓口

おおよそ40歳未満の子供や若者とその家族の方を対象に相談を受ける窓口です。

アウトリーチ支援員による家庭訪問も実施されます。

○ スクールソーシャルワーカーの配置

スクールソーシャルワーカーを学校に配置しています。スクールソーシャルワーカーは、子供や保護者とのカウンセリングを通して、課題をつかみ、さまざまな支援機関と連携して問題解決をしていきます。

(4) 教職員の資質向上

- 教育委員会は、教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

5 学校としての取組

- 各学校は、法第13条に基づき策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、常に情報を収集し、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図ります。

- 各学校は、学校間の連携を図り、児童生徒についての情報を共有するとともに、状況の把握や改善に努めます。

6 地域社会での取組

- 地域社会全体が、児童生徒の様子に目を向け、積極的に声をかけることで未然防止を図るとともに、学校や保護者との連絡をとるようにします。

7 重大事態への対処

(1) 学校及び教育委員会の対応

- 学校は重大事態が発生した場合は、教育委員会に事態発生について報告をします。
- 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査機関について判断をします。
- 学校は、学校いじめ対策組織を母体として調査や対応を行います。教育委員会は、

指導主事を派遣するなど、学校の調査及び対応を指導・助言します。

- 教育委員会が調査を行う場合、教育委員会の附属機関「田原市いじめ問題調査委員会」が調査を行います。
- 学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行います。
- 上記各調査の結果については、教育委員会を通じて市長に報告します。

(2) 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- 市長は、学校や教育委員会が行った調査（法第28条第1項）の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関である「田原市いじめ問題再調査委員会」を設置し、調査の結果について再調査を行います。（法第30条第2項）
- 再調査を行った場合、個人のプライバシーに対して必要な配慮をした上で、市長はその結果を議会に報告します。（法第30条第3項）
- 学校について再調査を行った場合、市長又は教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣するなど、必要な措置を講じます。